平成２７年（フ）第５０号
三重県名張市赤目町丈六782番地１
債務者　宮崎　博子
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第５１号
三重県伊賀市荒木1191番地の１　荒木団地Ｔ８－３
債務者　佐藤ミキオこと　ＢＥＲＲＵ　ＧＵＴＩＥＲＲＥＺ　ＭＩＫＩＯ　ＤＡＶＩＤ
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２２４号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町８丁目93番地の１　ソアール別府２－202号、従前の住所神戸市北区東大池２丁目13番３号
債務者　宮武　康彦
１　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３４号
奈良市敷島町１丁目532番地の33
債務者　岩井　一将
１　決定年月日時　平成27年８月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４７４号
広島県東広島市八本松町正力1304番地１　グランコートＤ棟101号
債務者　**角**　　康弘
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２８号
広島県廿日市市友田10番地５
債務者　小城　義美
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
（住民票上の住所）福岡県飯塚市鯰田2284番地21
債務者　中野　美香
１　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３８３号
北九州市門司区清見４丁目６番５号
債務者　山田　由彦
１　決定年月日時　平成27年８月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４２０号
北九州市小倉北区今町２丁目25番６号　Ａ101、住民票上の住所北九州市八幡西区永犬丸１丁目３番１号
債務者　大島　陽弘
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４２２号
福岡県中間市中央４丁目17番10号
債務者　水口　雅文
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２８６号
大分市大字永興779番地（２Ａ－37－3721）
債務者　胤末トモヨ
１　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
大分県玖珠郡玖珠町大字森1124番地
債務者　角井　久子
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第７７号
鹿児島県鹿屋市串良町有里2908番地
債務者　永井千賀子
１　決定年月日時　平成27年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
三重県鈴鹿市長太栄町２丁目17番39号　メゾン・ド・有明　301号
債務者　室之園　正
１　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３５号
三重県桑名市長島町又木30番地６　コーポアイランド101号、住民票上の住所愛知県清須市下河原1060番地１　メゾンＳＫ303
債務者　出口　圭哉
１　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
三重県四日市市諏訪町８番９号
債務者　竹腰　正治
１　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
三重県四日市市東坂部町1498番地２
債務者　岩渕　保信
１　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係